

バリアフリー法による適合基準

公共交通移動等円滑化基準

< i . 公共交通移動等円滑化基準の概要 >

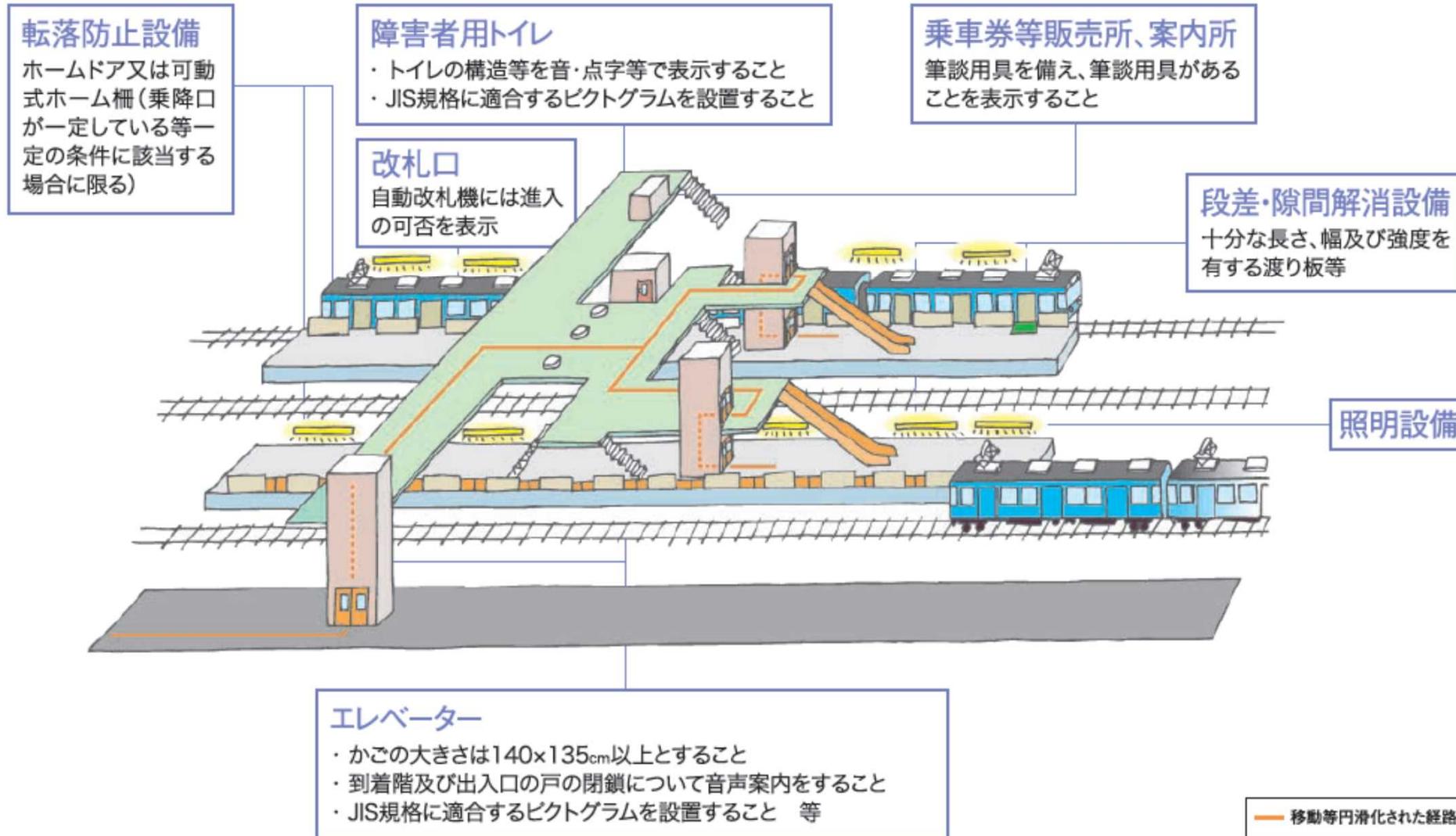
- 公共交通事業者が旅客施設を新設・大改良する際や車両を新たに導入する際には、移動等円滑化基準に適合させる義務がある。
- 既設の旅客施設や車両等に対しても基準に適合させる努力義務がある。

対象		主な適合基準
旅客施設	鉄道駅※	次ページ図を参照。
車両等	共通	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道、バス、船舶、航空機には、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。・ 鉄道、バス、船舶には、車いすスペースを設置すること。・ 鉄道、船舶内のトイレには、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
	鉄軌道車両	<ul style="list-style-type: none">・ 連結部にはプラットフォーム上の旅客の転落を防止するための措置を講ずること。・ 車両番号などを文字及び点字で表示すること。
	バス車両	<ul style="list-style-type: none">・ 低床バスとすること。・ 筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。
	福祉タクシー車両	<ul style="list-style-type: none">・ 車いす等対応車(乗降を円滑にする設備、車いす用具を備えるスペースの設置、筆談用具の設置)
	船舶	<ul style="list-style-type: none">・ バリアフリー化された客席を設置すること。・ 客席からトイレ、食堂などの船内設備へ通ずる経路について、エレベータの設置等により、移動可能な構造とすること。
	航空機	<ul style="list-style-type: none">・ 通路側座席の半数以上に可動式ひじ掛けを装着すること(客席30以上の航空機)・ トイレは、車いす利用者の円滑な利用に適した構造とすること(通路が2以上の航空機)・ 機内で利用できる車いすを備え付けること(客席60以上の航空機)

※バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナルは鉄道駅に準じた基準とする。

鉄道駅のバリアフリー化基準

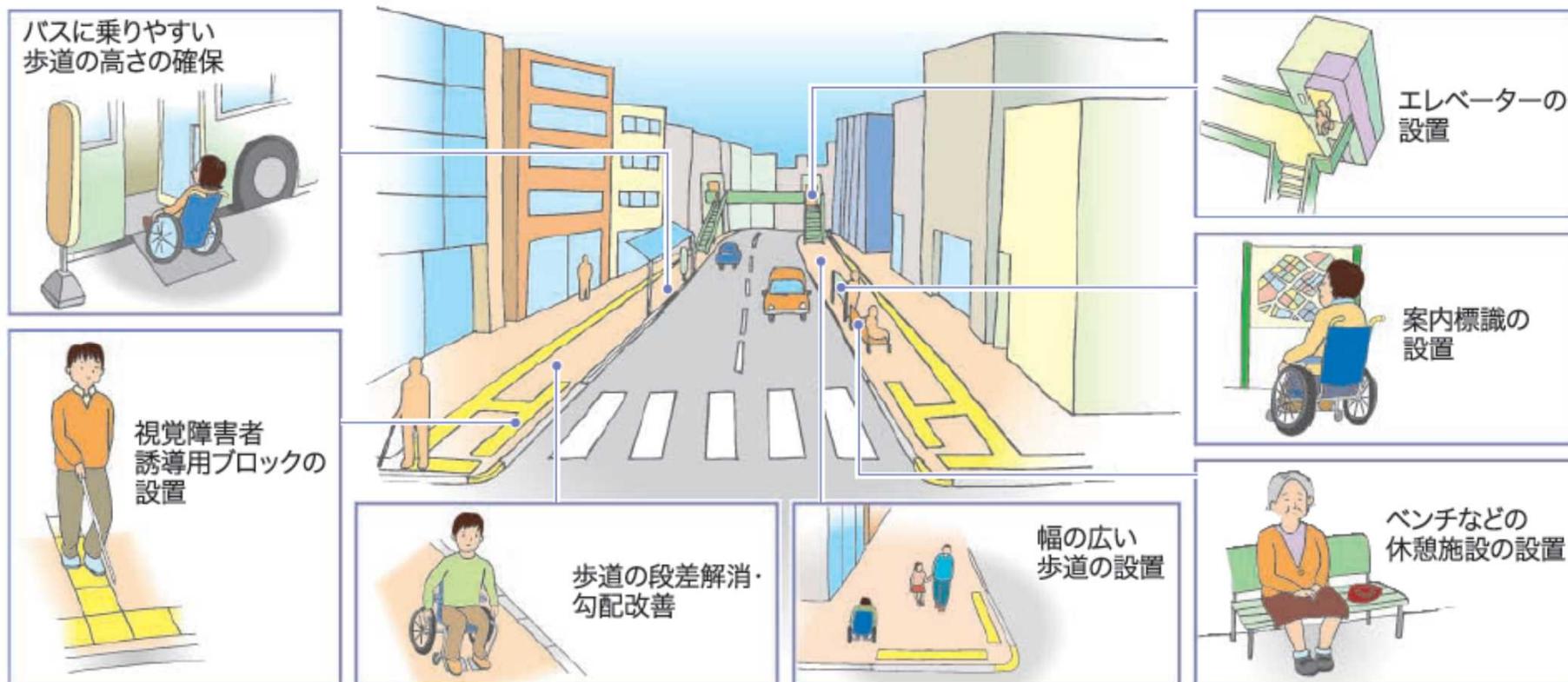
< 鉄道駅のバリアフリー化基準 >



道路移動等円滑化基準

< ii . 道路移動等円滑化基準の概要 >

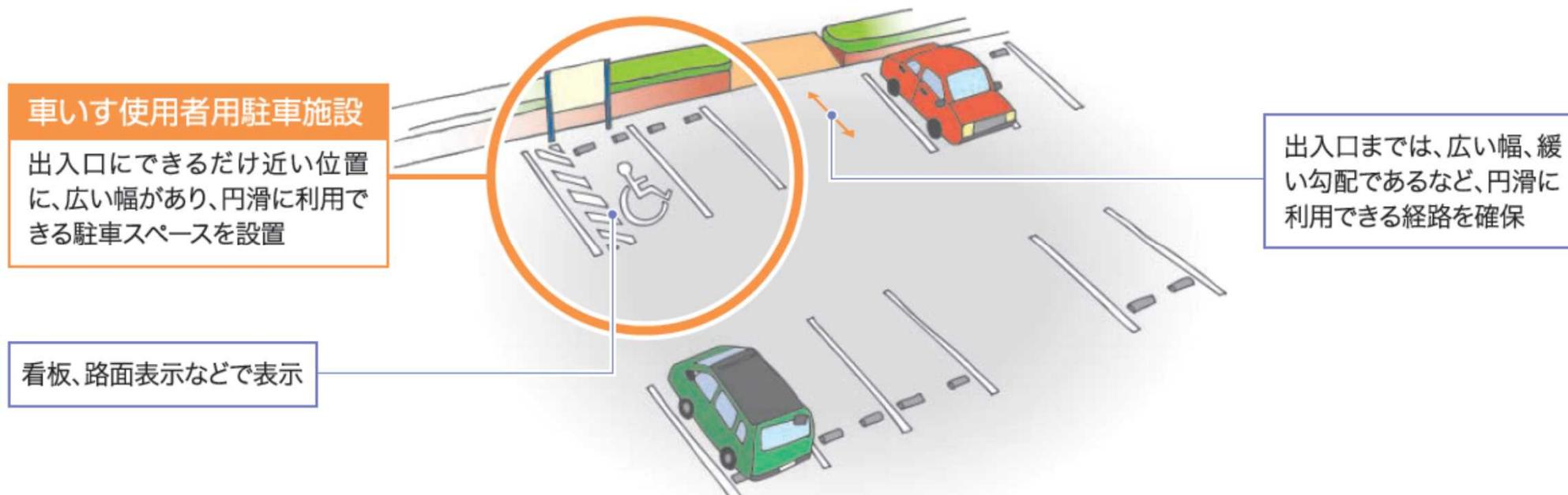
- 道路管理者は、管理する道路に関するバリアフリー化基準に適合するよう努めなければならない。
- 特定道路の新設・改築の際には、同基準への適合が義務付けられている。
- 新築・改築後に関しても、同基準を維持し管理することが義務付けられている。



路外駐車場移動等円滑化基準

< iii. 路外駐車場移動等円滑化基準の概要 >

○特定路外駐車場を設置する際には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準への適合義務がある。

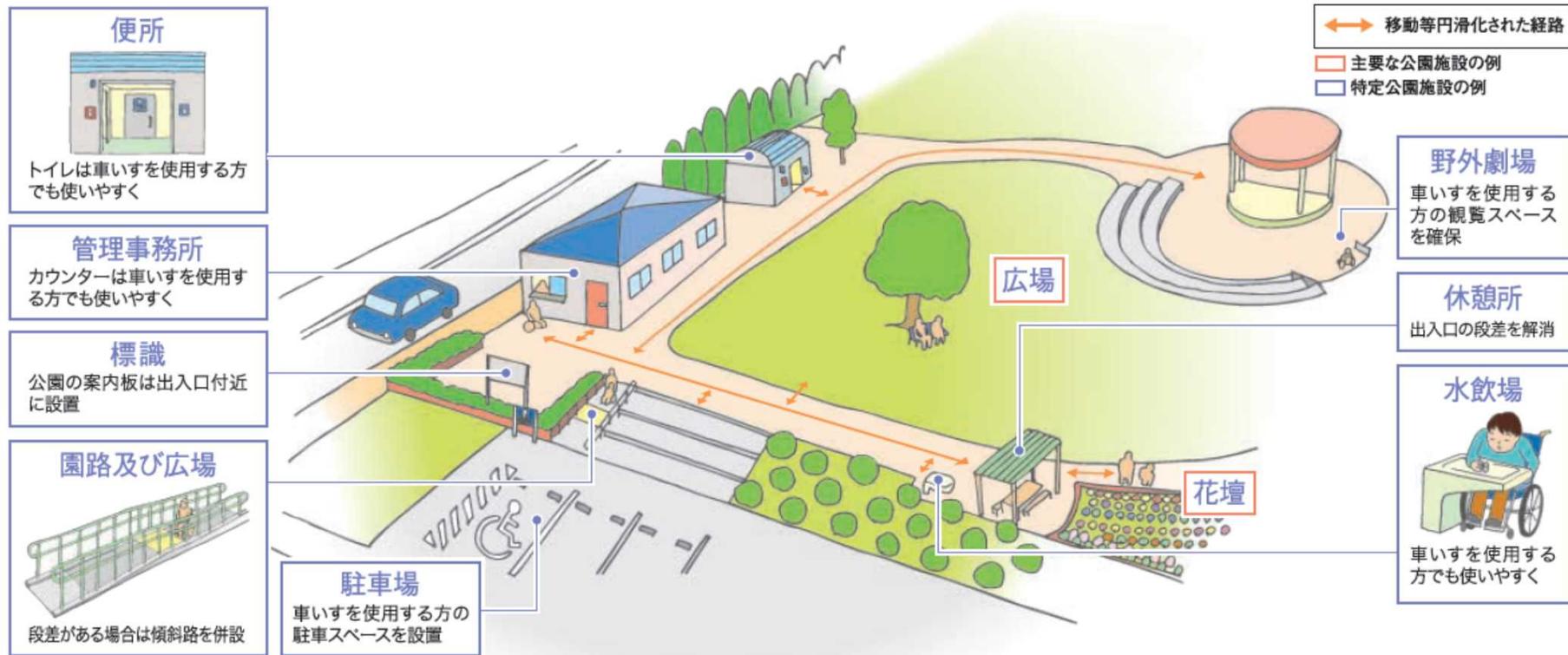


都市公園移動等円滑化基準

< iv. 都市公園移動等円滑化基準の概要 >

○都市公園において特定公園施設の新設・増設・改築を行う際には、都市公園に関するバリアフリー化基準に適合させなければならない。また、既設の特定公園施設に対しても基準に適合させるよう努めなければならない。

○同基準は、園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置などについて定めた基準。



建築物移動等円滑化基準

< v . 建築物移動等円滑化基準の概要 >

- 特定建築物のうち、2,000m²以上の特別特定建築物は、新築、増築、改築の際には、建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)を満たすことが義務付けられている。
- 特定建築物は、建築物移動円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たすことを目指し、容積率の特例や税制上の特例措置が受けられる認定制度を行っている。

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則 2% 以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1つ以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に連れられるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。(建築物移動等円滑化誘導基準)

左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準